

中国税務速報

2019年8月20日

1. 税務総局「税務 UKey 技術規範」の発行に関する通知

税収環境を一層最適化し、納税者の負担を軽減するため、国家税務総局は《税務 UKey 技術規範》を制定し、公布・実施する。

「税務 UKey 技術規範」では、税務 UKey の設計と生産ハードウェア、ソフトウェア技術要求、およびハードウェアドライブ、工場出荷ファームウェア、データフォーマットなどの内容を明確にする。各市場の主体が製造する税務 UKey は、この規範に基づき実行される必要がある。関連技術資料は電子メール（メール:shuikong@chinatax.gov.cn）で入手することができる。

各地が実施過程で直面する問題を収集し、適時に国家税務総局（電子税務管理センター）へフィードバックが行われる。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4551134/content.html>

2. 税務総局 住民税納付 10 条に関する公告

- 1) 税収優遇の単式管理を推進する。税務総局は税収優遇政策「単式管理」を行い、不定期に税収優遇事項リストを発表する。法律に基づき税務調査を受けなければならない場合を除き、すべての納税者は「自己の判断による申請」を行い、関連資料を税務調査のために保存しておく必要がある。
- 2) 輸出還付のペーパーレス申告の範囲を拡大する。企業の申請に基づき、各省の税務機関はさらに 1 類、2 類、3 類の輸出企業に対しペーパーレスによる還付申告の範囲を拡大する。
- 3) 増値税発票検査プラットフォーム機能を最適化する。税務総局は増値税発票に対し発票検査プラットフォーム機能を最適化し、納税者の過去 5 年以内の増値税専用発票、増値税普通発票、自動車販売統一発票、中古車販売統一発票の情報を検索することができる。
- 4) 発票情報に関するリマインドサービスを提供する。税務総局は増値税発票の選択確認プラットフォームを最適化し、当該発票の控除時期に係る発票情報についてのリマインド機能を強化し、控除請求が期限を超過し納税者が損失を被ることのないようにする。
- 5) 納税事項の「不足」申請を推進する。税務総局が「不足」申請につき、適用対象及び適用基準を明確にする。納税者及び納付者の税金資料が完備していない場合であっても、基本条件が具備され、主な申請材料が完備している場合で、実質的に審査結果に影響しない場合、「先に処理を行い、後で資料の不足を補充」をすることができる。この場合、納税者及び納付者は資料補充の予約を書面で行い、正常な手順を行う必要がある。
- 6) 統一的な自主納税事項を規定する。税務総局は、自主納税端末のサービス機能、応用インタフェース、運行管理などを統一的に規範化することにより、納税者に自主納税手続を促進し、将来的に 90% の徴収が自主納税端末で行われる見込みである。
- 7) 証明事項通知制を試行する。税務総局は一部の地区につき、証明事項通知制を試行し、納税者が提出すべき関連税金証明書に対して、書面で証明義務と証明内容を一括して納税者に通知し、書面で納税条件、基準、要求に符合し、望まない法律責任を負う場合には、関連証明書の提供を免除する。
- 8) 納税者はネット上で税金ディスクの解除を行うことができる。税務総局は増値税発票管理の新システムを最適化し、納税者の異常なカードの解除機能を追加した。納税者の税金ディスクに異常なロックがかかった場合、ネット上で解除を申請することが可能となる。税務機関はプロセス規定に従って確認・処理し、リスクを排除した後速やかに解除する。
- 9) 土地使用税と不動産税の同時申告を推進する。税務総局は土地使用税と不動産税の納税申告書を統合する。また各省の税務機関は土地使用税と不動産税の納税期日を統合し、納税者の申告回数を軽減する。

10) 部門間の情報共有を強化する。各省の税務機関は同級の市場監督管理部門との交流を強化し、市場監督管理部門へ情報を登録する際、同時に法定代表者の実名情報を提供することとなる。税務機関は部門間の情報の共有を通じ、実名情報を繰り返し入手することの無いようにする。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4541026/content.html>

3. 税務総局 一部税務証明事項の取消し及び一部規範性文書の廃止・見直しに関する公告

党中央と国務院の「減証便民」政策を継続し、税務システムにおいて「放管服」改革を更に深化し、税法執行方式を最適化し、税環境を改善するため、税務総局は一連の税務証明事項を再び公布することとした。また、今回の決定を含め、「税務総局による一部の税務証明事項を廃止することに関する決定」（国家税務総局令第46号）で廃止された税務証明事項に関連する税務部門規則、税収規範性文書につき、税務総局が一括整理し、一部の税務部門規制、租税規範を廃止・修正する。今回関連する内容について以下の公告を行う。

1) 一部の税務証明事項の取消し

25 項の税務証明事項（添付ファイル 1）を取消す。このうち、12 項（添付ファイル 1 記載第 1-12 項目）は発表日より停止し、13 項（添付ファイル 1 記載 13-25 項）は「中華人民共和国車両購入税法」、「財政部税務総局による高校学生マンションの不動産税・印紙税政策に関する公告」（財税〔2019〕14 号）、「財政部税務総局による公共賃貸住宅についての税収優遇政策に関する公告」（財政部税務総局公告 2019 年第 61 号）、「財政部税務総局による農村飲用水安全工程税収優遇政策の継続に関する公告」（財政部税務総局公告 2019 年第 67 号）、「国家税務総局による都市土地使用税などの「六税一費」優遇事項資料審査についての公告」（国家税務総局公告 2019 年 21 号）の関連規定により中止される。

2) 一部の規約・規範・文章を廃止・修正する

(1) 一つの税務部門規則を廃止する

「中華人民共和国資源税についての源泉徴収管理方法」（国税発〔1998〕49 号公布、国家税務総局令 44 号改正）を廃止する。

(2) 三つの税務部門規則を修正する

「中華人民共和国發票管理方法についての実施細則」（国家税務総局令第 25 号公布、国家税務総局令第 37 号、第 44 号改正）第三十一条の「新聞へ掲載し無効とする」を削除する。

ア. 「税票管理方法」（国家税務総局令 28 号公布）第 46 条の「納税者が納税済証書を紛失した場合、税金が確定されて入庫または国庫から返還された場合、納税機関は納税済証を再発行するか、納税済証書あるいは元納税済証書のコピー一件を提出しなければならない」に修正する。

イ. 「税票管理方法」（国家税務総局令第 7 号公布、国家税務総局令第 36 号、第 44 号改正）第 17 条第 1 項の「および工商營業許可証」を削除する。

(3) 一つの税収規範性文書を廃止する。

「国家税務総局による増値税専用發票の盗難、紛失に関する公告」（国家税務総局公告 2016 年第 50 号）を廃止する。

各級の税務機関は税務証明事項の取消しに関連する業務を慎重に実施し、すでに廃止されたものに対しては、保存や変則的な保存をしてはならない。法的根拠なく、証明事項の新設は一切できない。同時に、制度の革新を通して、税法規の執行をさらに最適化し、証明事項通知制度の設立を推進する。納税の便利性を高めるだけでなく、納税者及び納付者に対しその責任を明確にすることができる。「信用＋リスク」管理を継続的に整備し、ビッグデータと情報化を十分に発揮し、情報が共有及び部門間の協同管理を推進し、公正な監督と管理を適切に強化していく。法に基づく利便性の高い税環境を構築することに尽力し、納税者及び納付者の満足度を高めていく。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4559725/content.html>